

前橋観光コンベンション協会 スポーツ大会等開催助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、前橋市内におけるスポーツに関する大会、スポーツイベント（以下「スポーツ大会等」という。）の誘致及び開催の推進を図るため、前橋観光コンベンション協会スポーツ大会等開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の設置)

第2条 助成金の交付先の選考及び助成金額の決定を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 前橋観光コンベンション協会専務理事
- (2) 前橋観光コンベンション協会事務局長
- (3) 前橋市産業経済部長
- (4) 前橋市産業経済部観光政策課長
- (5) 前橋市文化スポーツ部スポーツ課長

3 審査委員長は前橋観光コンベンション協会専務理事をもって充てる。

4 審査委員会は、第6条の規定による申請書の提出（以下「交付申請」という。）があった場合に随時開催するものとし、審査委員長が招集する。

5 審査委員会は、審査委員会の委員の過半数の出席をもって成立し、交付の決定は、出席委員の全員の賛成をもって行う。

6 助成金の交付先の選考及び助成金額は、予算の範囲内において、交付要件及び助成金額を総合的に勘案して決定する。

7 審査委員長は、審査概要を記載した書面による表決をもって、審査委員会の開催に代えることができる。

(交付要件)

第3条 交付対象となるスポーツ大会等は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。ただし、第1号から第3号までについては、前橋観光コンベンション協会理事長（以下「理事長」という。）が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 前橋観光コンベンション協会（以下「前橋CVB」という。）の誘致活動により誘致したもの。
- (2) 会期が連続する2日以上で、前橋市内を主たる会場として開催されるもののうち主たる宿泊地が前橋市内に見込まれるもの。
- (3) ブロック規模以上のスポーツ大会等で、県外から50人以上の参加が見込まれるもの。
- (4) 前橋市のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するもの。
- (5) 特定企業の営利活動を主たる目的としないもの。
- (6) 政治又は宗教活動を目的としないもの。
- (7) 前橋市又は前橋市の関係団体から助成を受けていないもの。
- (8) プログラムを作成し広告枠を設ける場合は、1ページ程度の掲載スペースを提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象とすることができない。

- (1) 国・県・市等が主催するもの。
- (2) 国・県・市等が共催・後援等するもので、開催費用の相当額をこれら団体が負担するもの。
- (3) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの。
- (4) プロスポーツなど、不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不相当と認めるもの。

(用語の定義)

第4条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大会等 スポーツに関する大会、スポーツイベントおよびこれに準ずるもの。
- (2) ブロック規模 参加者が群馬県を含む4県以上から参加するもの。
- (3) 全国規模 国内を次の6地区に分割し各地区から1都道府県以上の参加があるもの。
 - ① 北海道・東北地区：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
 - ② 関東地区：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
 - ③ 中部地区：新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県
 - ④ 近畿地区：大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県
 - ⑤ 中国・四国地区：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
 - ⑥ 九州・沖縄地区：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
- (4) 国際規模 スポーツ大会等名称に「国際」の名称を含み、参加者が日本を含めた2か国以上から参加するもの。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分について、当該各号に定めるところにより助成することとし、スポーツ大会等参加者名簿記載のそれぞれの区分の人数に1人当たりの金額を乗じたものの合計とする。

- (1) 全国・国際規模スポーツ大会等 海外からの外国人参加者1名当たり1,500円、県外参加者1名当たり500円
 - (2) ブロック規模スポーツ大会等 海外からの外国人参加者1名当たり750円、県外参加者1名当たり250円
- 2 第3条第1項の各号の要件に該当し、かつ日本スポーツ協会加盟団体、日本ワールドゲームズ協会正会員及びこれに準じる団体（以下「中央競技団体等」という。）が前橋市内において連続して3年以上開催する東日本のおおむね全ての都道府県（以下「東日本規模」という。）以上から参加のあるスポーツ大会等（以下「メッカづくり事業」という。）については、第1項による算出額に25万円を加算した額とする。また、新たに中央競技団体等に所属する団体（中央競技団体等に属する都道府県や市区町村支部等の団体）が前橋市内において連続して3年以上開催する東日本規模以上のスポーツ大会等（以下「推奨事業」という。）については、第1項による算出額に全国・国際規模にあつては10万円を、東日本規模にあつては5万円を加算した額とする。
- 3 本項に定める助成金の加算を受けようとする者は第1項及び前項の助成金の合計額は、全国・国際規模にあつては50万円、ブロック規模（東日本規模含む。）にあつては25万円と、当該スポーツ大会等の開催経費から収入額（本助成金を除く。）を除いた金額のどちらか低いほうの額を限度とする。
- 4 前項における開催経費とは、次に掲げる各号のうち前橋市内で消費されたもの及びその他理事長が認めたものとする。
- (1) 旅費
 - (2) 宿泊費
 - (3) 会場費
 - (4) 通信費
 - (5) 運搬費
 - (6) 印刷費
 - (7) 需用費
- 5 2つ以上のスポーツ大会等が同時に開催される場合は、助成金額の高いもの一つを交付対象とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする主催団体の代表者（以下「申請人」という。）は、スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して理事長に申請しなければならない。

- (1) スポーツ大会等開催支援依頼書
- (2) 事業計画書、収支予算計画書
- (3) 「メッカづくり事業」については特別加算額交付申請書（別紙）
- (4) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める資料

2 前項の規定による申請は、スポーツ大会等開催前年度の8月末日までに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に定める書類は、前年度3月末日までに提出することを認める。

ただし、理事長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 理事長は、審査委員会の審査により助成金の交付が適当と認めるときは、スポーツ大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認められたものについては、スポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請人に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請人は、事業計画、予算及び事業内容等を変更（理事長が認める軽微な変更を除く。）し、又は、スポーツ大会等の開催が困難になった場合は、速やかにスポーツ大会等開催助成金事業変更申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更申請があった場合、その申請内容を確認した上で、スポーツ大会等開催助成金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、助成金の交付が不要となったとき又は交付要件に合致しなくなったときは、速やかにスポーツ大会等開催助成金交付申請辞退届出書（様式第6号）を理事長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請人は、事業終了後30日以内にその開催状況について、スポーツ大会等開催実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して理事長に報告するものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 参加者の所在する都道府県名や所属団体がかかる大会プログラムや参加者名簿等
- (3) 前橋 CVB が規定する主催者アンケート
- (4) その他必要な書類

2 理事長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第11条 理事長は、前条第1項の報告について、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書（様式第8号）により、申請人に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 申請人は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかにスポーツ大会等開催助成金交付請求書(様式第9号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、申請人名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

(調査)

第14条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付を決定された者に助成金対象スポーツ大会等に係る帳簿書類等の提出及び説明を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 理事長は、助成金の交付を決定された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象スポーツ大会等を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 申請事項及び報告事項に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) この要項に定める事項に違反したとき。
- 2 前項の規定は助成金額の確定があった後、又は既にその助成金の交付を受けた後においても適用する。

(助成金の返還等)

第16条 理事長は、助成金の交付を受けた申請人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が不相当と認める事由が生じた場合

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 この要項は、令和8年4月1日より施行する。